



介護しながら働くために利用できる制度って…?

Q

一人暮らしの祖母が突然倒れて介護が必要となりまして、必要な家族1人につき



A

育児・介護休業法により、次のような制度が利用できますか。  
した。介護をしながら働き続けるために、どのような制度が利用できますか。

### 仕事と介護を両立したい

通算93日まで、3回をいっては、会社の就業規上限として分割して休則で確認してください。業できる。介護休業期間中は、要件を満たせば雇用保険から介護休業給付金が支給される。状態にある家族の世話のため1年間に5日(対象家族が複数の場合は10日)まで取得できる休暇。  
◇介護のための短時間勤務等＝事業主は、介護が必要な家族1人につき利用開始から3年間2回以上の利用が可能な短時間勤務の制度(①短時間勤務制度②フレックスタイム制度③時差出勤制度④介護サービス費用の助成等)のうちいずれか)を導入しなければならぬ。詳細は鳥取労働局へ入されているのかについて合わせください。